

「道路交通法施行規則の一部を改正する内閣府令案」に対する意見の募集について

1 改正の概要

- 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 59 号）の施行により、本年 6 月から、在留カード又は特別永住者証明書に個人番号カードとしての機能が付加された特定在留カード等の運用が開始される
ところ、特定在留カード等は、個人番号カード同様、運転経歴情報を記録し、
運転経歴情報記録個人番号カードとして利用することが可能。
- 現行の道路交通法施行規則（昭和 35 年総理府令第 60 号）では、運転経歴情
報の抹消を受ける義務に関する規定において、当該義務が免除される場合と
して、運転経歴情報記録個人番号カードを「住所地市町村長」に返納した場
合を規定している。今般、特定在留カード等の運用開始に伴い、その返納先
を出入国在留管理庁長官とするなどの改正が行われたことから、特定在留カ
ード等を出入国在留管理庁長官に返納した場合等についても同様に上記義務
が免除されることとする。

2 意見公募の実施期間

令和 8 年 6 月 12 日（金）から 7 月 11 日（土）まで（30 日間）

3 施行期日

公布の日（予定）